

定 款

株式会社ネットスターズ

定 款

第1章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は、株式会社ネットスターズと称し、英文では、NETSTARS Co., Ltd. と表示する。

(目 的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. I T 研修サービス
2. 人材育成サービス
3. ネットワークソリューションサービス
4. システムの遠隔監視、運用保守サービス
5. ソフトウェア開発、販売及び保守サービス
6. 海外ビジネス進出支援サービス
7. ゲームソフト等の開発、販売及び輸出入事業
8. ソーシャルメディア事業
9. ソーシャルアプリケーション事業
10. プラットフォーム事業
11. 広告・アドネットワーク事業
12. 電話等通信サービスの開発、販売及び運営
13. 中継電話サービス、I P 加入電話サービス等の提供
14. 携帯電話販売及びアフターサービス
15. インターネット、携帯電話等のウェブサイトの企画、制作及び運営
16. インターネット、携帯電話等のネットワークを利用した各種情報提供サービス及び通信販売
17. インターネット・ショッピングモールの運営
18. インターネット・ショッピングモールの店舗への物流代行サービスの提供
19. デジタルコンテンツ提供サイトの運営及びデジタルコンテンツ提供システムの開発
20. インターネット上の宿泊予約、総合旅行サイトの運営
21. モバイル決済事業
22. クレジットカード決済事業
23. 電子マネー決済事業
24. 有価証券の保有、売買、運用及び投資
25. 古物売買業
26. 前各号に関するカスタマーサポートサービス
27. 前各号及び経営に関するコンサルティング

- 28. 資金移動業
- 29. 有料職業紹介事業
- 30. 前各号に附帯関連する一切の事業

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を東京都中央区に置く。

(機関)

第 4 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(公告の方法)

第 5 条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、官報に掲載して行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当社の発行可能株式総数は、6 3 9 0 万 7 2 0 0 株とする。

(自己の株式の取得)

第 7 条 当社は、会社法第 1 6 5 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第 8 条 当社の単元株式数は、1 0 0 株とする。

(単元未満株式についての権利)

第 9 条 当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第 1 8 9 条第 2 項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第 1 6 6 条第 1 項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第 1 0 条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議により定める。
- 3 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びにこれらの備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取扱わない。

(株式取扱規則)

第11条 当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第3章 株 主 総 会

(招 集)

第12条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要があるときに随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第13条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年12月31日とする。

(招集権者及び議長)

第14条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- 2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(電子提供措置等)

第15条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- 2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち、法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合のほか、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第17条 株主又はその法定代理人は、他の株主を代理人として議決権を行使することができる。この場合は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を提出しなければならない。

2 株主は、前項の代理権を2名以上の者に行使させてはならない。

(株主総会議事録)

第18条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録する。

第4章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第19条 当会社の取締役は、15名以内とする。

(選任方法)

第20条 取締役は株主総会において選任する。

2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任期)

第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 増員又は補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第22条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

2 取締役会は、その決議によって取締役社長1名を選定し、必要に応じて取締役会長1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の方法)

第25条 取締役会の決議は、議決に加わることのできる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第26条 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会議事録)

第27条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。

(取締役会規程)

第28条 取締役会に関する事項については、法令又は本定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(報酬等)

第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第30条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

- 2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等を除く）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。

第5章 監査役及び監査役会

(監査役の員数)

第31条 当会社の監査役は、5名以内とする。

(選任方法)

第32条 監査役は、株主総会の決議において選任する。

- 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任期)

第33条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤の監査役)

第34条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第35条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会の決議の方法)

第36条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会の議事録)

第37条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。

(監査役会規程)

第38条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

(報酬等)

第39条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第40条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

- 2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。

第6章 会計監査人

(選任方法)

第41条 会計監査人は、株主総会において選任する。

(任期)

第42条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

(会計監査人の会社に対する責任の制限)

第43条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。

第7章 計 算

(事業年度)

第44条 当社の事業年度は、毎年1月1日から同年12月31日までの1年とする。

(剰余金の配当の基準日)

第45条 当社の期末配当金の基準日は、毎年12月31日とする。

- 2 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(中間配当)

第46条 当社は、取締役会の決議によって、毎年6月30日を基準日として中間配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第47条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

2 未払いの期末配当金及び中間配当金には利息をつけない。